

事務連絡  
令和2年2月7日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

#### 新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について

感染症対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者について、以下の状態に至るときは、大変お手数ですが、速やかに厚生労働省にご連絡いただきますようお願いいたします。

#### 記

- ①当該患者が重症化したとき  
例：気管挿管を実施した、ICUに入室した
- ②当該患者が死亡したとき

#### 【連絡先】

厚生労働省

新型コロナウイルスに関連した感染症対策  
に関する厚生労働省対策推進本部 井上

電話番号：03-3595-2305

健康局結核感染症課 竹下、柳川

電話番号：03-5253-1111 (内線、2934、2932)

事務連絡  
令和2年2月14日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について

感染症対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者については、重症化等となった場合に厚生労働省にご連絡頂くように「新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」（令和2年2月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）にてお願いしているところですが、今般、改めて、ご連絡頂きたい場合について下記の通りまとめましたので、内容を御了知の上、関係各所へご連絡の程よろしくお願い致します。

下記の場合には、大変お手数ですが、夜間・休日に関わらず速やかに厚生労働省にご連絡いただきますようお願いいたします。

記

①当該患者が重症化したとき

例：気管内挿管を実施したとき、ICUに入室したとき

②当該患者が死亡したとき

※なお、当該患者が死亡し、病理解剖をおこなう場合には、当該施設の剖検医より国立感染症研究所感染病理部（代表 03-5285-1111）に連絡の上、事前調整の程よろしくお願い致します。

【連絡先】

厚生労働省

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部 井上

電話番号：03-3595-2305

健康局結核感染症課 竹下、上戸

電話番号：03-5253-1111（内線、2934、2932）

携帯番号：080-1152-9719(上記につながらない場合)

FAX 番号：03-3581-6251